

令和 9 年度離職者等再就職訓練事業委託訓練に係る企画提案募集要領

本事業は、「国との協議が整うこと」及び「令和 9 年度国及び福島県の予算が成立すること」を前提に事業化する条件付き事業です。上述の条件を満たさなければ、いかなる効力も発生しないことをあらかじめ御了承ください。

なお、上述の件に伴い、企画提案参加者または委託先候補者において損害が生じた場合にあっては、県においてはその損害について一切負担しません。

また、令和 9 年度に効力を生じる委託訓練実施要領等の改正により、業務内容等に変更が生じる場合がありますので御了承ください。

本募集要領は、福島県（福島県立テクノアカデミー浜）が実施する令和 9 年度委託訓練の実施にあたり、民間教育訓練機関等から訓練実施に係る企画提案書の提出を求め、最も優れた企画提案を行った者から委託先候補者として選定し、訓練計画に基づく契約を締結するに必要な事項を以下に記載することとする。

1 募集する職業訓練

離職者等再就職訓練事業における職業訓練（長期高度人材育成コース）

募集する職業訓練の訓練科名、実施場所、訓練定員については、**資料No. 2**「令和 9 年委託訓練計画」（以下「訓練計画」という。）のとおりとする。

2 実施主体

福島県（福島県立テクノアカデミー浜）

3 職業訓練の目的及び業務内容

（１）実施する委託訓練（情報システム科）において、職業訓練を受講したことにより訓練生全員が ITSS レベル 2 相当以上の資格を取得し、情報通信に関わる職業に就職できることを目的とする。

（２）業務内容及び委託費は、**資料No. 3**「令和 9 年度委託訓練（情報システム科）の業務内容について」のとおりとする。

4 見積限度額

見積限度額は、訓練生一人一月当たりの税抜き額で、「福島県委託訓練（離職者等再就職訓練事業）実施要領」第 7 に定める委託費と同額を上限とし、具体的には次のとおりとする。

離職者等再就職訓練（長期高度人材育成コース）・・・１２０，０００円

5 実施スケジュール 概要

令和 8 年 1 1 月 6 日（金）午後 3 時まで	質問事項の受付期限
令和 8 年 1 1 月 1 1 日（水）午後 3 時まで	質問事項への回答期限
令和 8 年 1 1 月 1 8 日（水）午後 5 時まで	企画提案書等の提出期限
令和 8 年 1 1 月 2 4 日（火）頃	企画提案審査委員会
令和 8 年 1 1 月 2 5 日（水）頃	審査結果（委託先候補者決定）通知

6 手続きに関する事項

(1) 様式等の入手について

企画提案をしようとする者は、令和8年11月11日（水）午後3時までに福島県立テクノアカデミー浜ホームページ（<https://www.tc-hama.ac.jp/>）からダウンロードし入手すること。

（11月11日（水）午後3時を経過した時点でホームページから関係様式を削除するので、注意すること。）

(2) 質問事項の受付及び回答

募集要領に関する質問がある場合、次により受け付ける。

ア 提出書類	別紙質問書（様式1）
イ 受付期限	令和8年11月6日（金）午後3時まで
ウ 提出先	「10 書類の提出及び問い合わせ先」
エ 提出方法	電子メールまたは FAX

※送信後は、必ず電話により送信確認を行うこと。

オ 質問に対する回答

受け付けた質問の要旨とその回答を、（様式2）に記載し、令和8年11月11日（水）までに、別紙質問回答書（様式2）を福島県立テクノアカデミー浜のホームページに掲載する。

(3) 訓練実施計画書の提出

訓練実施計画書（以下「計画書」という。）は、**資料No.4**の書類をもって構成し、1部を作成し、提出すること。

※様式3～15について、電子データも併せて提出すること。

その他、福島県産業人材育成課長が必要と認める場合において、必要な書類の提出を求める場合がある。

(4) 提出期限

令和8年11月18日（水）午後5時

(5) 提出先

福島県立テクノアカデミー浜

(6) 提出方法

直接持参するか、郵送（提出期限日必着）のいずれかの方法で提出すること。

郵送の宛先は「10 書類の提出及び問い合わせ先」のとおりとし、封筒表書きの余白に「令和9年度委託訓練企画提案書類在中」と明記すること。

(7) 提出に当たっての留意事項

ア **資料No.5**「実施計画書の作成にあたっての注意事項」に基づき、企画提案書を作成し提出すること。

イ 企画提案書は、受託を希望する訓練科が実施可能であるか十分検討して提出すること。

ウ 直接持参し提出する場合の受付時間は、提出期限までの平日の午前10時から午後5時までとする。

エ 提出された企画提案書の内容変更及び再提出はできない。

7 委託先候補者の選定

(1) 委託先候補者の選定

審査は、提出された企画提案書等による書面審査とする。

本校に設置する「企画提案審査委員会（以下、「審査委員会」という。）」において、

別に定める審査実施要領に基づき、参加要件、訓練基準及び（２）の項目について総合的に審査し、訓練科別に最も評価の高かった者から当該訓練科の委託先候補者（随意契約候補者）として選定する。

※過去の委託訓練における訓練受講生のアンケート結果等を加味する場合がある。

※審査の実施にあたり、本校職員が実態調査を行う場合がある。

なお、審査委員会は非公開とし、審査内容にかかる質問や異議は一切受付しない。

（２）審査項目

審査する項目は次の各項目とし、詳細及び評価の基準は別紙のとおりとする。

ア 訓練内容等（訓練内容、訓練カリキュラム等）

イ 就職支援内容等（就職支援スケジュール等）

（３）企画提案書の失格

次のいずれかに該当する企画提案書は、失格とする。

ア 本募集要領で示す条件に違反した企画提案書

イ 虚偽の内容が記載されている企画提案書

ウ 本企画提案に係る審査委員会の委員又は関係者に、企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

（４）企画提案審査結果の通知

審査の結果は、各企画提案者に対して文書で通知する。

なお、審査の内容は公表しない。

8 契約締結の手続き

（１）契約締結の手続きについて

ア 県は、委託先候補者が提出した企画提案書をもとにコースの具体的な実施計画及び委託仕様書を作成し、委託先候補者と協議する。

イ 県は、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号）に定める随意契約の手続きにより、上記 7 により選定し前項により訓練実施計画等が確定した（協議が整った）委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

ウ 県は、アによる実施計画及び委託仕様書の作成が困難となる等、7 により選出した委託先候補者と契約締結ができない場合は、次点の者を委託先候補者とする。

（２）契約保証金について

審査により決定した委託候補者にあつて、財務規則第 229 条第 1 項各号のいずれかの規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

（３）契約書様式等について

委託契約は、「契約書（案）」により締結することとする。

離職者等再就職訓練（長期高度人材育成コース）・・・・・・資料No. 6

（４）電子契約による契約締結について

本委託契約は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。

委託先候補者は、電子契約による契約締結を希望する場合は、契約時において、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、発注機関の契約事務担当課宛に電子メールにより提出すること。（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。）

なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

●電子契約サービスのページ

(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>)

9 書類の提出及び問い合わせ先

〒975-0036

福島県南相馬市原町区萱浜字巢掛場45番地の112

福島県立テクノアカデミー浜 教務課 経営企画担当

電話 0244-26-1552

FAX 0244-26-1550

電子メールアドレス hama-ta-kyomuka@pref.fukushima.lg.jp

10 その他

- (1) 企画提案書の作成等、企画提案応募にかかる費用はすべて企画提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書の提出後に申し込みを辞退する場合は、その旨を書面で提出すること。
- (3) 提出された企画提案書類の返却は行わない。提出後辞退（無効の申し出）をした場合も同様とする。
- (4) 提出された企画提案書類は提出者に無断で使用せず、記載された個人情報、本業務においてのみ使用するものとし、本人の同意を得ずに第三者に開示することはない。

令和9年度離職者等再就職訓練事業業務委託(長期高度人材育成コース)
公募型プロポーザル評価基準及び配点

		配点
審査項目	評価基準	70
1 訓練内容等		40
1 訓練内容	訓練内容は、事業目的を理解し、訓練コースに合致しているか。	5
2 訓練カリキュラム	訓練カリキュラムの構成、指導順序や時間配分は、訓練進度に配慮した適切なものになっているか。	5
3 指導内容及び教材	指導内容及び教材は的確か。効果的な訓練とするための工夫はあるか。	5
4 指導内容の評価	指導内容の評価について、訓練進捗や理解度をふまえた工夫がなされているか。	5
5 資格取得の支援	訓練受講者に対する資格取得に工夫がなされているか。	5
6 独自の取り組みや工夫	訓練効果を高めるための、独自の取り組みや改善策が工夫されているか。	15
2 就職支援内容等		30
1 就職支援スケジュール	就職支援スケジュールは適切か。求人情報等の提供に工夫はあるか。	5
2 履歴書作成等の支援	履歴書作成、 キャリアカウンセリング 、ジョブ・カード作成支援等を通じて、就職に結びつくことが期待できる支援の工夫はあるか。	5
3 面接指導での支援	面接指導において、就職に結びつくことが期待できる支援の工夫はあるか。	5
4 訓練終了後の就職支援・定着支援	訓練終了後の就職支援・定着支援は適切かつ十分に実施されるか。	5
5 その他効果的な就職支援	就職率を高めるための、独自の取り組みや改善策が工夫されているか。	10

※最低基準合計得点 27点

(審査項目の1-1～5、2-1～4までの各項目が3:普通での合計得点を基準とする。)